

警報発令時等の対応について（お知らせ）

非常変災等による警報発令時等について、下記の様な対応を考えておりますので、ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

I 基本的な考え方

大雨、洪水、暴風、大雪、高潮、暴風雪のいずれかの警報が、丸亀市または居住地域、通学経路に発令されている間は登校をしない。

II 警報発令時

1 午前6時の時点で

大雨、洪水
暴風、大雪
高潮、暴風雪
の

いずれかの
警報が

丸亀市

に発令されている場合

→ 生徒は全員「自宅待機」をして下さい。

居住地域
通学経路

に発令されている場合

→ 該当する生徒は「自宅待機」をして下さい。

2 午前10時までに警報が解除された場合で

① 通学の交通手段がある場合 → 生徒は安全に留意して「登校」して下さい。
☆ その日の時間割の教材を準備して下さい。

② 通学に利用する公共交通機関が運行されていない場合には
→ 代替りの交通手段がない生徒は「自宅待機」をして下さい。

3 午前10時の時点で

大雨、洪水
暴風、大雪
高潮、暴風雪
の

いずれかの
警報が

丸亀市

に発令されている場合

→ 学校は「臨時休業」になります。

居住地域
通学経路

に発令されている場合

→ その日は、該当する生徒は「自宅待機」をして下さい。

III その他

1 警報が解除になっても、場所によっては非常に危険な場合があります。その際は、無理をしないで自宅待機を続けて下さい。この場合、必ず学校へ連絡して下さい。

2 上記の対応以外に、状況に応じて、緊急連絡網で指示する場合があります。